

安平町健康増進計画（健康あびら 21）第 3 次計画（案）に関する意見募集要領

安平町健康増進計画（健康あびら 21） 第 3 次計画（案）に関するパブリックコメント手続きを実施します。本計画は、高齢化が進む中、町民一人ひとりが主役となって、健康観を持って健康による生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、健康で豊かな社会の実現を目指すことを目的に策定するものです。お気づきの点やご意見をお寄せください。

1 意見募集の対象

安平町健康増進計画（健康あびら 21）第 3 次計画（案）

2 公表する資料

- ・安平町健康増進計画（健康あびら 21）第 3 次計画（概要版案）
- ・安平町健康増進計画（健康あびら 21）第 3 次計画（本編案）

3 資料の閲覧方法等

①下記の場所において閲覧できます。

- ・健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）
- ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4 意見の提出方法及び場所

別添の意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：下記へ提出願います。

- ・健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎） 住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送：安平町健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合庁舎 健康福祉課 FAX ㉟7076

④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

健康福祉課健康推進グループ：hoken@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

5 意見募集期間

2月22日(木)17時15分まで

② 持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～ 17時15分

②郵送の場合：2月22日(木)到着分まで有効

③ ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土、日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、2月22日17時15分まで。

6 提案対象者

安平町町民参画推進条例第 2 条に規定する「町民」を対象とします。

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

7 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

①下記において公表します。

・健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②町ホームページに掲載します。

8 その他

①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9 問合せ

健康福祉課 健康推進グループ（〒059-1595 安平町早来大町 95 番地）

☎ 297071 FAX 297076 Email : hoken@town.abira.lg.jp